

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	令和3年3月14日 午後2時30分頃 高山市荘川町野々俣6番地4（農道上野々俣7号線）	
	事故の概要	横断側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（オイルタンク等）
	被害総額・市の過失割合	—	101,200円・100分の100
	賠償金	—	101,200円
	内訳	保険金	0円
		一般財源	101,200円
	専決年月日	令和3年4月19日 地方自治法第180条第1項	